

# 京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者に係る行政処分取扱基準

昭和53年 9月 9日策定  
平成10年12月 1日改正  
平成18年 4月 3日改正  
平成31年 4月12日改正  
令和 4年 7月 1日改正

## (目的)

第1条 この基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者(以下「許可業者」という。)に対して行う許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令に関して、必要な事項を定めることにより、法の目的の実現並びに行政処分における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

## (行政処分の定義)

第2条 この基準において行政処分とは、許可業者に対して、法第7条の4の規定に基づいて行う許可の取消し又は法第7条の3の規定に基づいて行う期間を定めてする事業の全部若しくは一部の停止の命令、を言う。

## (対象)

第3条 行政処分は、許可業者が法又は法に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)を行った場合において、行政指導では法の目的を達成できないときに行うこととする。

## (行政処分の基準)

第4条 行政処分に該当する違反行為及び処分は別表のとおりとする。

なお、当該違反行為に対する行政処分の内容が事業の停止の場合、原則、法第7条第1項に基づき許可を受けた事業の全部の停止とする。

## (行政処分の加重)

第5条 違反行為を行った許可業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は前条の規定による行政処分を当該各号のとおり加重することができる。

- (1) 違反行為を行った日から起算して過去2年以内に2回以上事業の停止に該当する違反行為を行った場合は許可の取消しを行うことができる。
- (2) 事業の停止に該当する違反行為を行った場合で、当該違反行為の態様や生活環境への影響等から判断し情状が特に重い場合は、許可の取消し又は第4条に基づく事業の停止の日数に1.5を乗じた期間の事業の停止を命ずることができる。
- (3) 事業の停止に該当する違反行為を同時に複数行った場合は、該当する事業の停止処分

の日数を合算した期間で事業の停止を命ずることができる。

#### (行政処分の軽減)

第6条 違反行為をした許可業者が次の各号のいずれにも該当する場合は、第4条の規定による行政処分を軽減することができる。

(1) 違反行為について、当該行為に至る経緯の中で情状を酌量する理由があると認められる場合

(2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じる等、軽減するに足りる理由があると認められる場合

2 前項の規定により処分を軽減する場合には、当該違反行為に対する行政処分が許可の取り消しである場合には事業の停止60日を下限とした処分を、行政処分が業務の停止である場合には業務の停止日数の半分の日数を下限とした処分、又は、事業の停止の範囲を一部に限る処分とすることができる。

#### (行政処分の公表)

第7条 この基準により行政処分を行った場合は、原則として、被処分者名、処分の内容、処分理由、処分日、根拠条文等を公表するものとする。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

## 別表

	違反行為	関係条文等	行政処分
1	法に定める欠格事由に該当したとき	法第7条第5項第4号	許可の取消し
2	事業停止命令に違反したとき	法第7条の3	許可の取消し
3	不正手段により許可を受けたとき	法第7条第1項、第7条第2項、第7条の2第1項	許可の取消し
4	投棄禁止違反をしたとき	法第16条	原則許可の取消し、それ以外事業の停止60日以内
5	措置命令に違反したとき	法第19条の4	原則許可の取消し、それ以外事業の停止60日以内
6	改善命令に違反したとき	法第19条の3	原則許可の取消し、それ以外事業の停止60日以内
7	法に違反して一般廃棄物の処理を他人に委託したとき	法第7条第14項	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止60日以内
8	無許可で事業の範囲を変更したとき	法第7条の2第1項	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止60日以内
9	名義貸し禁止違反をしたとき	法第7条の5	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止60日以内
10	焼却行為禁止違反をしたとき	法第16条の2	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止60日以内
11	上記以外で法又は法に基づく処分に対する重大な違反をしたとき	法第7条の3第1号、法第7条の4条第2項	情状が特に重い場合は許可の取消し、それ以外の場合は事業の停止60日以内
12	事業の廃止、若しくは諸事業の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	法第7条の2	事業の停止30日以内
13	事業の変更許可の規定による申請で、虚偽の申請をしたとき		事業の停止30日以内
14	事業の用に供する施設又は能力が法施行規則に定める基準に適合しなくなったとき	法第7条第5項第3号	事業の停止30日以内
15	報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき	法第18条第1項	事業の停止20日以内
16	検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき	法第19条第1項	事業の停止20日以内
17	許可に付した条件に違反したとき	法第7条第11項	事業の停止20日以内
18	京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者遵守事項に基づく警告に該当する行為を2年以内に3回以上行ったとき	京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者遵守事項	事業の停止10日以内
19	上記以外で法又は法に基づく処分に違反する行為をしたとき	法第7条の3第1号	事業の停止10日以内

※18の規定で事業の停止を行った場合、次回及び次々回の警告に該当する行為は当該規定に基づく事業の停止をすることができない。